

○議長（小林哲雄）

日程第4 議案第27号 開成町記号式投票に関する条例を廃止する条例を制定することについてを議題とします。提案理由を町長に求めます。

町長。

○町長（府川裕一）

提案理由、町長選挙の投票方法を他の選挙と同様に、自書式方式に変更したいので、開成町記号式投票に関する条例の廃止を提案いたします。よろしくをお願いします。

○議長（小林哲雄）

細部説明を担当課長に求めます。

総務課長。

○総務課長（小宮好徳）

それでは、議案を朗読させていただきます。

議案第27号 開成町記号式投票に関する条例を廃止する条例を制定することについて。

開成町記号式投票に関する条例を廃止する条例を制定する。よって、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求める。平成26年9月4日提出、開成町長、府川裕一。

それでは、1枚おめくりいただきたいと思います。開成町条例第 号 開成町記号式投票に関する条例を廃止する条例。開成町記号式投票に関する条例（昭和37年開成町条例第13号）は、廃止する。附則、この条例は、公布の日から施行する。

それでは、開成町記号式投票に関する条例を廃止する条例について、ご説明申し上げます。開成町記号式投票に関する条例は、公職選挙法第46条の2に規定に基づきまして、町長選挙の投票日当日における投票に限り、記号を記載して投票ができる規定を定めてございます。投票日当日以外の投票である不在者投票や、期日前投票については、自らが候補者を記載する自書式投票で執行されてございます。

今回、この条例を廃止する理由でございますけれども、町長選挙以外の選挙につきましては、全て自書式投票であること。また、ここ数年、有権者の期日前投票が増加している現状があります。前回の参議院議員の通常選挙においては、投票者数の約25%が期日前投票でございました。前回の町長選挙の開票事務においても、記号式と自書式の投票用紙が混同し、記号式と自書式の投票用紙を、まず分ける作業から始まり、開票作業に支障を来したところでございます。

この制度、昭和27年当時、この制度を導入した経緯でございますけれども、当時は開票事務の便宜上、開票時間の短縮を図るために導入されたところでございます。制定されてから50年経過している現状において、選挙制度の変革等、また開票事務の機械化等も当然進んでございます。公職選挙法の第5条の規定に、町議会議員、または町長選挙に関する事務については、選挙管理委員会が管理する規定がございます。本年5月30日に開催しました選挙管理委員会において、委員の意見としまして、有権者の混乱を防ぐためにも定着している自書式投票に変更することが望ましい意見

や、また期日前投票者が増加している現状に鑑み、開票事務をスムーズに行うためには自書式投票が望ましいという意見でありました。次期町長選挙から自書式投票を採用し、執行する方針が確認されているところでございます。

以上の理由により、記号式投票に関する条例を廃止させていただきたいものでございます。なお、附則において、この廃止条例は公布の日から施行させていただくものです。次回の町長選挙から適用するものでございます。

以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（小林哲雄）

説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑をどうぞ。

2番、高橋久志議員。

○2番（高橋久志）

2番、高橋です。

前回の町長選では、いわゆる二つの方法で行われたと。期日前投票では、候補者名を記載していると。当日については、記号式をやっていると。そこで確認しておきたいんですけども、期日前投票では従来行っております、我々開成町の条例が該当しなかったのかと。やはり国の指導を受けまして、公職選挙法を受けまして、期日前投票については候補者名を書くと、これはそういう法律がされていて、前は混乱が多少あったと、こういうふうに理解していいものかどうか、確認しておきたいんです。

○議長（小林哲雄）

総務課長。

○総務課長（小宮好徳）

町長選挙に限りましては、先ほど言った公職選挙法の第46条の規定に基づきまして、条例で定めれば、投票日の当日の投票に限り記号式が使えるというところで記号式でございます。それで、先ほど言った戸惑いというのは、選挙は当然、ここ10年ぐらい町長選挙ございませんでした。また、今回ありませんでして、それで当日と不在者、期日前、投票方法が違うというところでございます。4年前も全く同じで、その方法でやってございます。

○議長（小林哲雄）

高橋議員。

○2番（高橋久志）

それは、そのとき条例を改正しなかったから、そういう状況が生まれているというふうに理解していいものかとか、先ほど公職選挙法との関係を言いましたけれども、期日前投票については、全国一律的に町長選挙に限ってですよ、○とか、そういう記号式は採用できないという形になっていたのかどうかね。やはり統一的にできなかった、何か要因があったのかどうか。今回は、この改正することについては、私は理解しております。いいですけども、その辺を。

○議長（小林哲雄）

わかりやすく、今回の記号式が特例だという説明をきちんとしてくれればわかると

思うんですが。

行政推進部長。

○行政推進部長（石井護）

言われていることはよくわかります。期日前であっても、記号式でできたんではないのというお話だと思います。これは逆でありまして、町長選挙の部分について、条例等で特段規定をすれば、記号式でやることができるよということ。基本的には、記述式が基本だという。ただ、条例で定めれば特例的に記号式でできるということですから、その部分で、そういう混乱等もあったんでね。事務の効率化云々で、これはもう廃止をさせていただきたい。そういうことでございます。

○議長（小林哲雄）

1番、菊川敬人議員。

○1番（菊川敬人）

今のことで、記号か記名かということで、私は、逆に記号のほうがいいよという話もちよっと聞いたんですね。条例で直せば記号でもいいよということでもあります。記入式を選んだというの、そちらのほうがやはり得策だからということなんでしょうか。

○議長（小林哲雄）

期日前をきちんと説明してくれれば、法律に基づいて、そうすればわかると思うんですけど。どちらが答えますか。総務課長でいいですか。

総務課長。

○総務課長（小宮好徳）

記号式投票に関する条例ですけれども、こちらは町長選挙の投票日の当日のみが記号式になります。先ほど言った期日前と不在者投票は自書式ということで、公職選挙法上は自書式が原則なんでございます。この条例で特例というところで、記号式を当日のみというところをつくってございます。

以上です。

○議長（小林哲雄）

いいですか。ほかにございますか。

（「なし」という者多数）

○議長（小林哲雄）

ないようですので、続いて討論を行います。討論のある方、いらっしゃいますか。

（「なし」という者多数）

○議長（小林哲雄）

ないようですので、採決を行います。議案第27号 開成町記号式投票に関する条例を廃止する条例を制定することについて、原案に賛成の方の起立を求めます。お座りください。

（起立全員）

○議長（小林哲雄）

お座りください。起立全員によって、可決されました。

暫時、休憩いたします。再開を15時25分とします。

午後3時09分